

事務連絡  
平成28年8月4日

関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部健康安全課長

建材中の石綿含有率の分析方法に係る講習会の実施について

平素より、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、建築物の解体等の作業に従事する労働者の石綿ばく露防止のために、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）第3条においては、あらかじめ、建築物等について、石綿等の使用の有無の調査を行うこと（以下「事前調査」という。）が建築物の解体等の作業を行う事業者には義務づけられています。また、事前調査の具体的実施事項については、まず、同条第1項に基づき、目視、設計図書等による調査を行うこととなりますが、これにより石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、同条第2項に基づき、当該建材が石綿を含有するか否かを分析により調査することとなっています。

建材中の石綿含有率の分析方法については、日本工業規格 JIS A 1481 の改訂を踏まえ、先般、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成28年4月13日付け基発0413第2号）を発出いたしました。今後、石綿則第3条第2項の規定による建材中の石綿含有率の分析（以下「石綿分析」という。）について、一層の精度確保を図っていく必要があります。

このため厚生労働省では、石綿分析を行う分析機関の分析技術者、行政担当官、石綿除去等の工事発注者及び受注者、石綿ばく露防止対策を必要とする業務の対策責任者等を対象とした講習を別紙のとおり実施することとしたのでご案内申し上げますとともに、貴会会員等関係者に対し、情報提供及び参加勧奨を行っていただきますようお願いいたします。

